

二級・木造建築士登録申請案内

令和2年以降 合格者用

指定登録機関

一般社団法人 神奈川県建築士会

二級・木造建築士免許証の免許申請（新規申請） 申請手続きのご案内

《申請対象》 令和2年以降神奈川県の二級・木造建築士試験に合格者された方

※ 神奈川県で試験に合格された方の建築士免許の登録申請及びそれ以降の届出等は、全て神奈川県建築士会が窓口になります。他の都道府県では行えません。

登録申請の際に提出する書類や手数料は、二級・木造建築士試験の合格年や、学歴または実務等の登録要件によって異なります。書類不備、添付書類不足等の場合は受け付けることができませんので、お間違いないようご注意ください。

必要書類等

※ 申請区分により必要書類が異なりますので、必ず別紙「二級・木造建築士登録申請における必要書類」を参照の上、ご自身の申請区分によりお手続きください。

必要書類等		注意事項	申請区分（※）
1	二級・木造建築士免許申請書 第1号様式（第1条、第2条関係）	令和2年度以降試験合格者用の書式を使用してください。（裏面も記入する）	全ての申請者
2	二級・木造建築士免許申請（新規）用 「建築士住所等届出書」	都道府県コードは、別紙「コード表」を参照して記入。	全ての申請者
3	本籍の記載のある住民票の写し（原本）	■発行の日から6ヶ月以内のもの ■マイナンバー記載がないこと ■コピー不可	全ての申請者
4	証明写真 2枚（同じもの）	必要書類1、2の所定の欄に貼付する。 ■無帽・無背景・正面半身3分身 ■縦45mm×横35mm（パスポートサイズ） ■6ヶ月以内に撮影のもの	全ての申請者
5	合格通知書	マイページからダウンロードのうえ、印刷してご提出ください	全ての申請者
6	本人確認ができる公的な身分証明書（原本およびコピー）	提示のみ 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等（顔写真のあるもの） ※郵送申請の場合はコピーのみをご提出ください。	全ての申請者
7	旧姓併記の確認書類	旧姓が記載されている次のいずれか ■住民票の写し（原本） (申請書に添付する書類と同一でも可) ■運転免許証・マイナンバーカードのコピー ■戸籍謄（抄）本（原本）	旧姓併記 希望者のみ
8	学歴を証明する書類	■平成21年以降の入学者 指定科目習得単位証明書・卒業証明書 ■平成20年以前の入学者 卒業証明書	B・D
9	建築設備士試験合格（又は建築設備士講習受講）証明書のコピー		E
10	実務経歴書 第1号様式の2（第1条、第29条関係）	勤務先ごとの実務経歴を記入 ※別紙「建築士資格に係る実務経験の対象実務の例示コード表」参照し、「実務コード」「建築実務の割合」も記入。	C・D
11	実務経歴証明書 第1号様式の3（第1条、第29条関係）	■実務経歴書ごとに作成 ■実務経歴書の内容が事実と相違ないことを証明するもの。	C・D
12	申請手数料（24,400円）	受付場所にて現金にてお支払ください。 ※郵送申請の場合は、「提出方法」の項目をご参照ください。	全ての申請者
13	新規申請チェックリスト	申請に必要な書類をチェックリストにより確認し、申請書類一式と共に提出ください。	全ての申請者

提出先等

提出先 (問合先)	一般社団法人 神奈川県建築士会 〒231-0011 神奈川県横浜市中区太田町 2-22 神奈川県建設会館 B 棟 5 階 TEL : 045-201-1284 FAX : 045-201-0784 ※専用の駐車場はございません。お車でご来場の場合は、近隣の駐車場をご利用ください。
受付時間	年末年始(12/27~1/4)・土日・祝祭日を除く 平日の 9:00~12:00、13:00~17:00 ※災害等特別な事情が生じた場合、受付時間を変更する場合があります(本会HPをご確認ください)。
提出方法	<p>■ 事務局窓口にご提出いただく場合 各種申請書の記載事項の確認を行いますので、原則、ご本人が必要書類をご持参ください。</p> <p>■ 郵送申請の場合(申請書類と共に、次の1~3を同封してください。) 1 本人確認ができる公的な身分証明書のコピー(原本は必要ありません。) 2 申請手数料(24,400円)を下記郵便局の口座へ振り込み、受領証の原本を同封 [口座記号・番号] 00280-4-68078 [加入者名] 一般社団法人 神奈川県建築士会 3 返信用封筒(預り票・控え等の返送用として使用します。宛先にご自宅の住所を記載し110円切手を貼付してください。)</p> <p>□ 免許証明書の郵送交付を希望される場合 免許送付用の「レターパックプラス」が必要となります。(「お届け先」にご自宅の住所を記載してください。)</p>
休日特別受付	新規申請の方を対象に休日特別受付を行います。詳細は、本会ホームページをご参照ください。 【日時】 令和8年1月10日(土) 13:00~15:00
実務経歴申請 相談日	免許登録要件に実務経験が必要な方で、申請書類(「実務経歴書」・「実務経歴証明書」)の記入方法にご相談がある方を対象に、「実務経歴申請相談日」を設けました。 詳細は、別紙「実務経歴申請相談日のご案内」をご覧ください。
免許証明書の 発行	申請書の提出から審査等を経て、免許証明書の発行まで、約2ヶ月~3ヶ月程度を要します。実務経歴の審査について、対象実務として判断が難しい場合は、(公社)日本建築士会連合会が設置する実務経験審査委員会に付議されるため、免許証明書の発行までに更にお時間を要します。

注意事項

- 氏名は、住民票の写しに記載されるとおりに記載し、新旧字体等記入内容は各書類で相違の無いようにしてください。
- 旧姓の併記を希望される方は、「二級・木造建築士免許申請(新規)用」の「旧姓・通称名の併記」欄に記入してください。住民票の写しに旧姓の記載がない場合は、戸籍謄本(もしくは抄本)又は旧姓の記載のある運転免許証・マイナンバーカード等のコピーの添付も必要です。
- 外国籍の方は、国籍が記載されている『住民票の写し※6ヶ月以内』が必要です。なお、通称名の併記を希望される場合は、「二級・木造建築士免許申請(新規)用」の「旧姓・通称名の併記」欄に記入してください。通称名は、住民票の写しに記載されているもののみ認め、ペンネーム等は不可です。
- 勤務先は、建築に関する業務に従事している場合に記入してください。勤務先に社名等が無い場合は、名称に「自営」等とその旨をご記入ください。
- 申請内容の確認として、お電話等により照会する場合がありますので、申請内容が分かるよう、必ず申請書一式のコピーを控えとして保管してください。
- 審査の結果、免許証明書の交付ができない場合もありますので、予めご了承ください。その場合は、申請書類等の返却及び手数料の還付等のため、本会よりお電話でご連絡いたします。

虚偽の申請や証明を行った場合、建築士法上の処分や告発の対象となり得ますので十分にご注意願います。

《二級・木造建築士免許 新規登録申請の 「実務経歴申請 相談日」のご案内》

■ 実務経歴申請 相談日

〔日 時〕 令和7年12月10日（水） 14:30～16:00

〔会 場〕 神奈川県建設会館 311号室

（横浜市中区太田町2-22 神奈川県建築士会と同じビルです）

■ 実務経歴申請 相談会 & 新規申請休日特別受付

※実務経歴申請の相談のみも受け付けます。

〔開催日〕 令和8年1月10日（土）

〔時 間〕 13:00～15:00

〔会 場〕 神奈川県建設会館 2階講堂

（横浜市中区太田町2-22 神奈川県建築士会と同じビルです）

◎いずれも、事前のお申込みは不要です。

令和2年の建築士法改正により、実務経験が免許登録要件となったことから、建築士免許登録申請の際に、登録要件に実務経験を必要とする方は、「実務経歴書」及び「実務経歴証明書」をご提出いただくこととなりました。

ご提出いただいた申請書類の実務経験内容を審査し、建築士の登録要件を満たすことが確認できましたら、建築士免許の登録と免許証明書の交付を行います。

例年、建築士試験合格者の建築士免許新規登録申請の際に、「実務経歴書」と「実務経歴証明書」の記入方法について、多くのお問い合わせをいただきます。また、実務経歴内容等の記入不備により、免許証明書の交付が遅れるケースもあります。

このため、当会では、建築士試験合格者の新規登録で実務経験を登録要件とする方に対し「実務経歴申請相談日」を設けております。

当日は、免許登録要件に実務経験が必要の方で、申請書類（「実務経歴書」・「実務経歴証明書」）の記入方法等について、直接担当者が対応し、ご相談をお受けいたします。

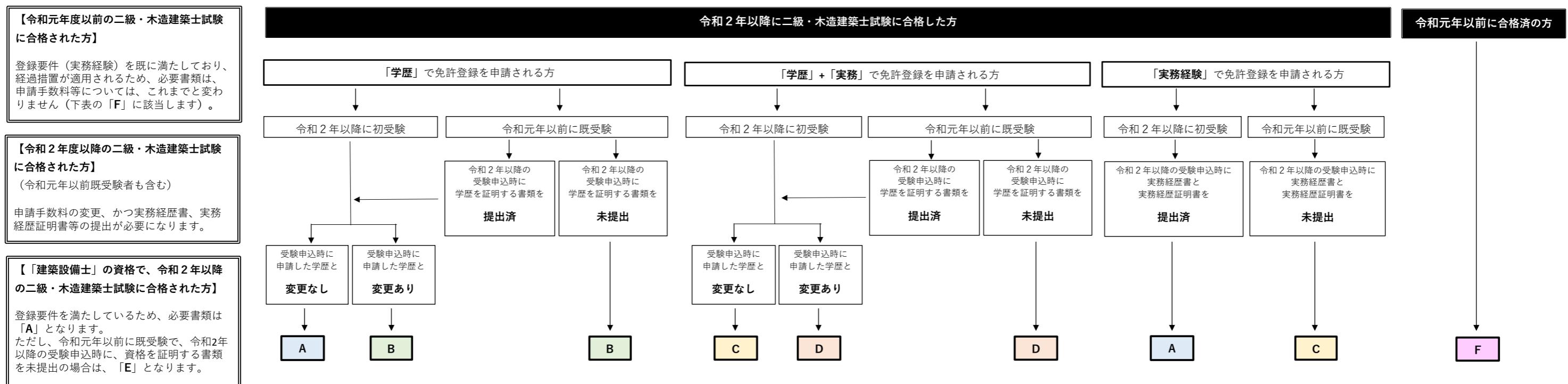
《お問い合わせ先》

（一社）神奈川県建築士会 事務局（平日9:00～12:00、13:00～17:00）

TEL. 045-201-1284 FAX. 045-201-0784

E-MAIL. info@kanagawa-kentikusikai.com

二級・木造建築士登録申請における必要書類



書類名称	令和2年の合格者					令和元年以前に合格者
	A	B	C	D	E	
必要書類等	二級・木造建築士免許申請書	○	○	○	○	○
	二級・木造建築士住所等の届出	○	○	○	○	○
	本籍の記載のある住民票の写し（原本）	○	○	○	○	○
	証明写真 2枚	○	○	○	○	○
	合格通知書	○	○	○	○	○
	本人確認ができる公的な身分証明書（原本）	○	○	○	○	○
	旧姓併記の確認書類	旧姓併記希望者のみ	旧姓併記希望者のみ	旧姓併記希望者のみ	旧姓併記希望者のみ	旧姓併記希望者のみ
必要書類※	学歴を証明する書類	×	○	×	○	×
	建築設備士試験合格（又は建築設備士講習受講）証明書のコピー	×	×	×	×	○
	実務経歴書	×	×	○	○	×
	実務経歴証明書	×	×	○	○	×
申請手数料		24,400円	24,400円	24,400円	24,400円	24,400円
						19,300円

※改正建築士の施行（令和2年3月1日）に伴い、申請手数料の変更、又は新たに提出が必要となった書類

都道府県コード 国名コード

都道府県コード	国名コード	都道府県コード	国名コード	都道府県コード	国名コード	
01 北海道		02 青森		03 岩手		
04 宮城		05 秋田		06 山形		
07 福島		08 茨城		09 栃木		
10 群馬		11 埼玉		12 千葉		
13 東京		14 神奈川		15 新潟		
16 富山		17 石川		18 福井		
19 山梨		20 長野		21 岐阜		
22 静岡		23 愛知		24 三重		
25 滋賀		26 京都		27 大阪		
28 兵庫		29 奈良		30 和歌山		
31 鳥取		32 島根		33 岡山		
34 広島		35 山口		36 徳島		
37 香川		38 愛媛		39 高知		
40 福岡		41 佐賀		42 長崎		
43 熊本		44 大分		45 宮崎		
46 鹿児島		47 沖縄				
	ア アイスランド共和国	ISL	サモア独立国	WSM	パラオ共和国	PLW
	アイルランド	IRL	サントメ・プリンシペ民主共和国	STP	パラグアイ共和国	PRY
	アゼルバイジャン共和国	AZE	サンパルテルミー	BLM	バルバドス	BRB
	アフガニスタン・イスラム共和国	AFG	ザンビア共和国	ZMB	バーレーン王国	BHR
	アメリカ合衆国	USA	サンビエール島・ミクロン島	SPM	ハンガリー共和国	HUN
	アラブ首長連邦	ARE	サンマリノ共和国	SMR	バングラデシュ人民共和国	BGD
	アルジェリア民主人民共和国	DZA	サンマルタン	MAF	ヒ 東ティモール民主共和国	TLS
	アルゼンチン共和国	ARG	シ シエラレオネ共和国	SLE	ビトケアン諸島	PCN
	アルバ	ABW	ジブチ共和国	DJI	フ フィジー諸島共和国	FJI
	アルバニア共和国	ALB	ジブラルタル	GIB	フィリピン共和国	PHL
	アルメニア共和国	ARM	ジャージー島	JEY	フィンランド共和国	FIN
	アンギラ	AIA	ジャマイカ	JAM	ブルルトリコ	PRI
	アンゴラ共和国	AGO	シリア・アラブ共和国	SYR	フェロー諸島	FRO
	アンティグア・バーブーダ	ATG	シンガポール共和国	SGP	フォークランド（マルビナス）諸島	FLK
	アンドラ公国	AND	ジンバブエ共和国	ZWE	ブータン王国	BTN
	イエメン共和国	YEM	ス スイス連邦	CHE	ブーベ島	BVT
	イスラエル国	ISR	スウェーデン王国	SWE	ブラジル連邦共和国	BRA
	イタリア共和国	ITA	スーダン共和国	SDN	フランス共和国	FRA
	イラク共和国	IRQ	スペイン	ESP	フランス領ギアナ	GUF
	イラン・イスラム共和国	IRN	スリナム共和国	SUR	フランス領極南諸島	ATF
	インド	IND	スリランカ民主社会主義共和国	LKA	フランス領ボリネシア	PYF
	インドネシア共和国	IDN	スロバキア共和国	SVK	ブルガリア共和国	BGR
	ウガンダ共和国	UGA	スロベニア共和国	SVN	ブルキナファソ	BFA
	ウクライナ	UKR	ス ワジランド王国	SWZ	ブルネイ・ダルサラーム国	BRN
	ウズベキスタン共和国	UZB	セ 西岸・ガザ（パレスチナ自治区）	PSE	ブルンジ共和国	BDI
	ウルグアイ東方共和国	URY	赤道ギニア共和国	GNG	米領サモア	ASM
	エ 英領インド洋地域	IOT	セーシェル共和国	SYC	米領小離島	UMI
	英領バージン諸島	VGB	セネガル共和国	SEN	米領バージン諸島	VIR
	エクアドル共和国	ECU	セルビア共和国	SRB	ベトナム社会主義共和国	VNM
	エジプト・アラブ共和国	EGY	セントキツ・ネービス	KNA	ベナン共和国	BEN
	エストニア共和国	EST	セントビンセント・グレナディーン諸島	VCT	ベネズエラ・ボリバル共和国	VEN
	エチオピア連邦民主共和国	ETH	セントヘレナ・アセンション・トリスタンダクニヤ	SHN	ペラルーシ共和国	BLR
	エリトリア国	ERI	セントルシア	LCA	ペリーズ	BLZ
	エルサルバドル共和国	SLV	ソ ノミア民主共和国	SOM	ベルギー王国	BEL
	オーストリア連邦	AUS	ソロモン諸島	SLB	ペルー共和国	PER
	オーストリア共和国	AUT	タ タイ王国	THA	ホーリーランド（香港）特別行政区	HKG
	オマーン国	OMN	大韓民国	KOR	ホンジュラス共和国	HND
	オランダ領アンティル	NLD	大リビア・アラブ社会主義人民ジャマーヒリーヤ国	LBY	ママイヨット島	MYT
	オーランド諸島	ANT	台湾（タイワン）	TWN	マカオ（澳门）特別行政区	MAC
	カガイア共和国	ALA	ターカス・カイコス諸島	TCA	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	MKD
	カザフスタン共和国	GUY	タジキスタン共和国	TJK	マーシャル諸島共和国	MHL
	カタール国	KAZ	タンザニア連合共和国	TZA	マダガスカル共和国	MDG
	ガーナ共和国	QAT	チ チェコ共和国	CZE	マラウイ共和国	MWI
	ガーナ共和国	GHA	チャド共和国	TCD	マリ共和国	MLI
	カナダ	CAN	中央アフリカ共和国	CAF	マルタ共和国	MLT
	カーボベルデ共和国	CPV	中華人民共和国	CHN	マルチニーク島	MTO
	ガボン共和国	GAB	チュニジア共和国	TUN	マレーシア	MYS
	カメルーン共和国	CMR	チリ共和国	CHL	マン島	IMN
	ガーンジー島	GGY	ツ ツバル	TUV	ミ ミクロネシア連邦	FSM
	ガンビア共和国	GMB	テ デンマーク王国	DNK	南アフリカ共和国	ZAF
	カンボジア王国	KHM	ト ドイツ連邦共和国	DEU	南ジョージア島・南サンドイッチ諸島	SGS
	キ 北朝鮮=朝鮮民主主義人民共和国	PRK	トケラウ諸島	TKL	ミ ヤンマー連邦	MMR
	北マリアナ諸島	MNP	トーゴ共和国	TGO	メキシコ合衆国	MEX
	ギニア共和国	GIN	ドミニカ共和国	DMA	モザンビーク共和国	MOZ
	ギニアビサウ共和国	GNB	トリニダード・トバゴ共和国	TTO	モナコ公国	MCO
	キプロス共和国	CYP	トルキニスタン	TKM	モーリシャス共和国	MUS
	キューバ共和国	CUB	トルコ共和国	TUR	モーリタニア・イスラム共和国	MRT
	ギリシャ共和国	GRC	トンガ王国	TON	モルディブ共和国	MDV
	キリバス共和国	KIR	ナ イアジエリア連邦共和国	NGA	モルドバ共和国	MDA
	キルギス共和国	KGZ	ナウル共和国	NRU	モロッコ王国	MAR
	クアテマラ共和国	GTM	ナミビア共和国	NAM	モンゴル国	MNG
	グアドループ島	GLP	南極	ATA	モンテネグロ	MNE
	グアム	GUM	ニニウエ	NIU	モントセラト	MSR
	クウェート国	KWT	ニカラグア共和国	NIC	ヨ ヨルダン・ハンミミテ王国	JOR
	クック諸島	COK	ニジェール共和国	NER	ラ オラオス人民民主共和国	LAO
	クリスマス島	CXR	西サハラ	ESH	ラトビア共和国	LVA
	グリーンランド	GRL	日本国	JPN	リトニア共和国	LTU
	グルジア	GEO	ニューカレドニア	NCL	リヒテンシュタイン公国	LIE
	グレートブリテン・北アイルランド	GBR	ニュージーランド	NZL	リベリア共和国	LBR
	グレナダ	GRD	ネ ネパール連邦民主共和国	NPL	ルクセンブルク大公国	LUX
	クロアチア共和国	HRV	ノーフォーク島	NFK	ルーマニア	ROU
	ケケイマン諸島	CYM	ノルウェー王国	NOR	ルワンダ共和国	RWA
	ケニア共和国	KEN	ハハイチ共和国	HTI	ルワンダ共和国	RWA
	コココス諸島	CCK	バキスタン・イスラム共和国	PAK	ルワンダ共和国	RWA
	コスタリカ共和国	CRI	バチカン市国	VAT	ルワンダ共和国	RWA
	コートジボワール共和国	CIV	ハード島・マクドナルド諸島	HMD	レソト王国	LSO
	コモロ連合	COM	パナマ共和国	PAN	レバノン共和国	LBN
	コロンビア共和国	COL	バヌアツ共和国	VUT	レユニオン	REU
	コンゴ共和国	COG	バハマ国	BHS	ロシア連邦	RUS
	コンゴ民主共和国	COD	バブアニューギニア独立国	PNG	ワ ワリス・フ テュナ諸島	WLF
	ササウジアラビア王国	SAU	バミューダ諸島	BMU		

建築士資格に係る実務経験の対象実務の例示コード表

(令和 2 年 3 月 1 日以降の実務)

＜対象実務の考え方＞

設計図書・施工図等の図書と密接に関わりをもちつつ、建築物全体を取りまとめる、建築関係法規の整合を確認する又は建築物を調査・評価するような業務

【令和 5 年 12 月 1 日時点】

対象実務の例示	コード (×は対象外)
① 建築物の設計に関する実務	
<ul style="list-style-type: none"> * 建築物の設計に関する業務（建築関係法令の整合確認のみの場合は 1 C-02（設計与条件の整理）に該当する。） (確認申請に用いる図面の作成、住宅性能評価に係る図書の作成及び長期優良住宅に係る図書の作成を含み、単なる書類の作成及び申請手続きを除く。) (建築士事務所で行われる技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って行う、基本設計又は実施設計図書の確認・指示・助言等を含む。) (既存建築物の内部改修設計) ※建築関係法令の整合を確認した上での設計図面の作成を実務の条件とする。実務経歴書に記入の際は、内部改修設計を行なった部位及び設計内容について具体的な明示が必要。 ・ 室内の床、壁、天井のいずれかの内装下地工事を含む仕上工事の内部改修設計（表層材のみの仕上工事は除く）。 など 	1 C-01
<ul style="list-style-type: none"> * 基本計画策定に係る業務のうち、建築士事務所で行われる建築物の設計に関する図書の作成に係る業務 (建築士事務所から外注された先での業務も含む。図書を作成するために必要となる直接的な業務を含む。対象建築物の完成は問わない。) (建築士事務所で行われる技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って行う、基本計画策定段階における確認・指示・助言等を含む。) ・ 設計与条件の整理 ・ 事業計画検討 など 	1 C-02
<ul style="list-style-type: none"> * 建築士事務所で行われる標準的な設計を行う業務（建築士事務所から外注された先での業務も含む。単なるトレースである業務は除く。） ・ 建築士事務所内部で使用する標準仕様の作成 ・ 構造計算プログラムの開発（単なるプログラミングを除く。） ・ BIM 部品の作成 など 	1 C-03
<ul style="list-style-type: none"> * 建築物の特定の部分又は機能に係る設計（設備機器単体の設計を除く。） ・ 空調・換気設備、給排水衛生設備、電気設備 ・ 防災設備全体 ・ 昇降機全体 など 	1 C-04
<ul style="list-style-type: none"> * 型式適合認定等を取得するための設計図書又は仕様作成業務 ・ 型式適合認定のうち、建築基準法施行令第 136 条の 2 の 11 第一号に適合する型式の認定を取得するための設計図書又は仕様作成業務 ・ 住宅型式性能認定のうち住宅の型式について認定を取得するための設計図書又は仕様作成業務 	1 C-06
<ul style="list-style-type: none"> * 建築積算関連業務 (設計図書等に基づき必要な材積や数量を拾い出すものに限り、単なる計算業務を除く。発注者及び施工者の立場からの業務を含む。) (建築士事務所で行われる技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って行う、積算関連図書の確認・指示・助言等を含む。) 	1 C-07
<ul style="list-style-type: none"> * 設計段階又は施工段階における、建築物の詳細図、施工計画図書等の作成（オペレーターを除く）。これと同等な以下の図書作成を含む。 ・ プレカット図作成（構造、構法、設備等の検討を行った上で作成を行っている場合に限る。） ・ 鉄骨又はプレキャストコンクリートの柱・梁等の製作図作成（構造、設備等の検討を行った上で作成している場合に限る。） ・ カーテンウォール部材の製作図作成（要求性能をみたす検討を行った上で作成している場合に限る。） 	1 C-08
<ul style="list-style-type: none"> * シャッター、ドア、サッシ等の標準的な製品製作図作成及び建築物への取付に係る詳細図の作成（防火シャッター等の防火区画との取り合い又はおさめ方処理等の個別具体的な建築物に求められる性能等を検討して作成した場合は 1 C-04 又は 1 C-08 で対象実務になる。） 	×
* 収納壁、システムキッチン、家具、建具、置又はこれらに類する設計	×
* 解体工事の設計	1 C-09
* プラント関係（建築物に係る業務に限り、工場設備に係る業務を除く。）の設計	1 C-10
<ul style="list-style-type: none"> * 確認申請を伴う建築基準法施行令第 138 条第 1 項（建築物に付随しない単体の擁壁を除く）及び第 3 項の工作物の設計 ・ 煙突、鉄柱、広告塔、高架水槽、建築物に付随する擁壁 ・ 自動車車庫 など 	1 C-11

* 建築基準法施行令第 138 条第 2 項の工作物の設計 ・ コースター等の高架の遊戯施設 ・ メリーゴーランドや観覧車等の回転運動をする遊戯施設 など	×
* 公園等の設計、遊戯器具の設計	×
* 石油プラント等において、化学工学による知識等のみの知識で設計される装置部分の設計	×
* 建設会社、住宅メーカー等の技術開発部門で行われる、建築物の設計業務の品質・性能向上等に資する新技術、新仕様等の技術開発業務（具体的な建築物の設計業務で実施されるものに限る）	1 C-12
* その他	1 C-99

②建築物の工事監理に関する実務【工事監理者の立場の実務】

* 建築物の工事監理に関する業務 (建築士事務所で行われる技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って行う、工事監理業務の確認・指示・助言等を含む。)	2 C-01
* その他	2 C-99

③建築工事の指導監督に関する実務

* 建築士事務所で行われる建築工事の指導監督に関する業務（建築主の依頼により、②の工事監理者、⑤の工事施工者と異なる第三者的立場から建築工事の指導監督を行うものに限り、施工現場以外の本社等で行う業務は除く。）	3 C-01
* 法令等に基づく法人による建築工事の指導監督に関する業務（単なる記録の作成に関するものに除く。実務経歴書に記入の際は業務名及び実施件数の明示が必要。） ・ 住宅性能表示制度における性能評価業務（検査業務を含む。） ・ 建築物エネルギー消費性能適合性判定業務 ・ 建築物のエネルギー消費性能に関する評価業務 ・ 独立行政法人住宅金融支援機構の適合証明業務 ・ 住宅瑕疵担保責任保険に係る現場検査業務 ・ 安心 R 住宅における「既存住宅売買瑕疵保険検査適合証」の発行に係る現場検査業務 ・ すまい給付金における「住宅瑕疵担保責任保険法人検査実施確認書」の発行に係る現場検査業務 ・ 長期優良住宅の技術的審査業務 ※上記以外の建築物の性能、仕様等を評価又は確認する業務（設計図書、申請書類等の図書に基づき性能、仕様等との整合を確認しているかについて個別に対象実務の可否を判断するため、業務名及び実施件数と併せて、審査を行った申請書類及び審査を行った項目等の明示が必要）	3 C-02
* 建築士事務所で行われる技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って行う、建築工事の段階における指導監督業務の確認・指示・助言等業務	3 C-03
* コンクリート構造物の非破壊検査	×
* 自ら発注又は受注した工事の施工に係る業務	×
* その他	3 C-99

④建築士事務所の業務として行う建築物に関する調査又は評価に関する実務

* 建築士事務所の業務として行う建築物に関する調査又は評価に関する業務（建築士事務所から外注された先での業務も含む。） ・ 既存建築物の調査又は検査 ・ 調査結果を踏まえた劣化状況等の評価 ・ 建築基準法第 12 条第 1 項又は第 3 項に規定する定期調査・報告 など	4 C-01
* 建築物の耐震診断（建築物の耐震改修の促進に関する法律第 2 条第 1 項の規定する耐震診断をいう。）に関する業務	4 C-02
* 既存建築物のコンクリート強度の検査又は調査に関する業務	×
* その他	4 C-99

⑤工事の施工の技術上の管理に関する実務【工事施工者の立場の実務】

* 建設業法別表第一に掲げる建築一式工事の施工管理 ・ 原則として、元請が施工現場において実施する施工の技術上の管理（施工管理業務は一つの工種を担当する業務を含む。また特定の工種でなく品質管理、工程管理、安全管理等を担当する業務を含む。） ・ 原則として、元請が本社等において施工現場と協業して実施する施工の技術上の管理 例示としては、 ・施工計画、工程管理、施工管理業務 ・品質管理業務 ・安全衛生管理業務 ・環境管理業務 ・施工技術指導・協力業務（技術研究所等が具体的な建築物において施工現場と協業する業務を含む） ・情報化施工技術活用（開発・推進）業務 ・発注・調達業務 ・原価管理業務 など	5 C-01
* 建設業法別表第一に掲げる大工工事の施工管理	

<p>*建設業法別表第一に掲げる次の専門工事（建築物に係るものに限る。）の施工管理（プレキャストコンクリートの柱・梁等の設置工事、鉄骨工事、カーテンウォール工事については、これと同等な製作工場における品質管理（製作図に基づき品質管理業務を実施している場合に限る。）を含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・とび、土工、コンクリート工事（鉄骨組立工事、プレキャストコンクリートの柱又は梁等の設置工事に限る。） ・タイル、れんが、ブロック工事 ・鋼構造物工事（鉄骨工事に限る。） ・鉄筋工事 	
・内装仕上工事 (建築物の改修に係るものであり、次のいずれかに該当するものに限る。 ・建築物の構造躯体まで露出させるもの ・仕上げ材の下地調整に関わるもの ・間仕切り壁の設置で、床・天井の下地の工事を実施するもの（据え置き型の間仕切り壁は除く）	5 C-0 6
・室内の床、壁、天井の仕上面のみの工事（ブラインド取付け、建具取付け等も含む） ・単体の家電機器や水回り機器のみの設置、取替、補修工事 ・住宅入居者又はテナント利用者退去時等に行なわれる損耗・経年劣化部位を現状復旧する仕上材のみの補修工事	×
・建具工事（カーテンウォール工事に限る。）	5 C-0 7
・シャッター、ドア、サッシ等の標準的な製品取付のみの工事 (建築一式工事として登録を行ったものは5 C-0 1で対象実務になる。)	×
・解体工事（建築基準法第6条第1項第4号に規定する建築物以外のものに限る。）	5 C-0 8
・左官工事、石工事、屋根工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、熱絶縁工事	×
・既存建築物において行った複数の専門工事（単独では対象外となっている左官工事、石工事、屋根工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、熱絶縁工事）で工事範囲又は工事期間が重複している工事）における施工の技術上の管理（当該工事について建築一式工事に求められる工事間の調整等を行った場合に限る。個別に対象実務の可否を判断する。）	5 C-0 9
*建築基準法第2条第3号に規定する建築設備の設置工事の施工管理	5 C-1 0
*基礎関係（地盤調査、各種地業）の施工管理	×
*外構工事単体の施工管理	×
*建設会社、住宅メーカー等の技術開発部門における、建築一式工事の施工管理業務に資する新技術、新工法等の技術開発業務（具体的な建築物の施工管理業務で実施されるものに限る）	5 C-1 1
*その他	5 C-9 9
<p>⑥建築基準法第18条の3第1項に規定する確認審査等に関する実務【建築主事又は指定確認検査機関の立場の実務】</p>	
*建築基準法第18条の3第1項に規定する確認審査等に関する業務	6 C-0 1
*その他	6 C-9 9
<p>⑦消防長又は消防署長が建築基準法第93条第1項の規定によって同意を求められた場合に行う審査に関する実務</p>	
*消防長又は消防署長が建築基準法第93条第1項の規定によって同意を求められた場合に行う審査に関する業務	7 C-0 1
*その他	7 C-9 9
<p>⑧建築行政に関する実務</p>	
*建築行政（国の職員としての職務に係るものを除く。）	
・行政職員による建築基準法令又はその法令に基づく条例等に係る個々の建築物の審査、検査、指導、解釈、運用等に係る業務 ・建築関係規定に係る運用、解釈に係る相談及び指導 ・違反通報対応及び違反建築物に係る調査及び指導、監察業務 ・仮使用認定、仮設建築物の審査業務 など	8 C-0 1
・法律に基づき行う認定、審査、判定を行う業務（省エネルギー性能や耐震性等、建築物の技術的性能を確認する業務に限る。） ・長期優良住宅の認定 ・耐震改修促進計画の認定 ・建築物移動等円滑化誘導基準適合の認定 ・省エネルギー措置の届出審査 ・建築物エネルギー消費性能向上計画の認定 など	8 C-0 2
・建築物に係る技術的基準の策定業務（地方公共団体及び独立行政法人等の公的主体が策定するものに限る。） ・建築関係法令に基づく基準 ・独立行政法人住宅金融支援機構の技術的基準 ・条例による追加的な技術的基準（バリアフリーなど） ・地区計画（建築物の形態を規制するもの） など	8 C-0 3
*その他	8 C-9 9

⑨住宅行政に関する実務	
* 住宅行政（建築物に直接関係する業務に限る。国の職員としての職務に係るものを除く。） <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の性能向上等を図る補助金の審査等の業務 ・特定空家等の調査 など 	9 C-01
* その他	9 C-99
⑩都市計画行政に関する実務	
* 都市計画行政（具体的な建築物の整備等に係る業務に限る。基盤整備に係る業務を除く。国の職員としての職務に係るものを除く。都市計画コンサルタントに委託して行う業務を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・市街地再開発事業 ・土地区画整理事業（建築物の補償業務） ・特定街区、高度利用地区 など 	10 C-01
* 建築士事務所である都市計画コンサルタントが行う都市計画関連業務（具体的な建築物の整備等に係る業務に限る。基盤整備に係る業務を除く。行政から委託を受けた業務も対象となる。） <ul style="list-style-type: none"> ・市街地再開発事業 ・土地区画整理事業（建築物の補償業務） ・特定街区、高度利用地区 など 	10 C-02
* その他	10 C-99
⑪建築教育に関する実務	
* 建築士の学科試験に係る全科目及び設計製図の授業を担当可能（所属長が該当性を証明）である教員の業務	11 C-01
* その他	11 C-99
⑫建築物に係る研究開発に関する実務	
* 建築物に係る研究（査読を経て学会誌に掲載等されるなど、第三者による一定の審査を経て公表等されるものに限る。） 対象学会誌は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・日本建築学会の学会4誌 ・論文集（構造系論文集、計画系論文集、環境系論文集） ・技術報告集 ・Japan Architectural Review（JAR） ・Journal of Asian Architecture And Building Engineering（JAABE） ・空気調和・衛生工学会の論文集（建築物に係る高度な研究又は実践的な研究であると学会に認められたもの。学会が発行する実務経験説明書を必要書類として提出する事。） 	12 C-01
* その他	12 C-99
⑬大学院の課程におけるインターンシップ	
* 大学院の課程（建築に関するものに限る。）において、建築物の設計又は工事監理に係る実践的な能力を培うことを目的として建築士事務所等で行う実務実習（インターンシップ）及びインターンシップに関連して必要となる科目の単位を所定の単位数（30単位以上又は15単位以上）修得した場合に実務の経験とみなされる2年又は1年の実務（12 C-01と併用して実務経験とする場合、論文が掲載された学会が発行する実務経験説明書を必要書類として提出する事。）	13 C-01
⑭その他	
* 建築士事務所で行われる既存建築物の利活用検討又は維持保全計画策定の業務（建築士事務所から外注された先での業務も含む。建築物に直接関係する業務に限る。）	99 C-01
* 官公庁等（特殊法人、独立行政法人等を含む）における営繕業務（既存建築物の利活用検討又は維持保全計画策定（99 C-01）の業務を含む。）	99 C-02
* 建築士法第21条に規定する建築工事契約に関する事務及び建築に関する法令又は条例の規定に基づく手続きの代理等の業務 <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法に規定する確認申請等の手続き（確認申請に用いる図面の作成については、1 C-01で対象実務になる。） ・都市計画法に規定する開発許可申請等の手続き ・農地法に規定する農地転用許可申請等の手続き など 	×
* 営業関連業務（建築に関するセールスエンジニア）	×
* 建築に関する知識を必要とする図書、雑誌の編集等	×
* その他	99 C-99

(注) 対象となる実務経験には、単なる写図工若しくは労務者としての経験又は単なる庶務、会計その他これらに類する事務に関する経験を含まないものとする。

建築士資格に係る実務経験の対象実務の例示コード表
(「平成 20 年 11 月 27 日まで」、「平成 20 年 11 月 28 日から令和 2 年 2 月 29 日まで」の実務)

例 示	コード	
	平成 20 年 11 月 27 日まで	平成 20 年 11 月 28 日から 令和 2 年 2 月 29 日まで
①建築物の設計に関する実務	1 A-0 1	1 B-0 1
* 空調・換気設備、給排水衛生設備、電気設備、その他（防災設備全体、昇降機全体）の設計	1 A-0 2	1 B-0 2
* 収納壁、システムキッチン、家具、畳に類する設計	×	×
* プラント関係（建築物に係る業務に限る。）の設計	1 A-0 4	1 B-0 4
* 石油プラントにおいて、化学工学による知識等のみの知識で設計される装置部分の設計	×	×
* 公園等の設計、公園等の遊戯器具の設計	×	×
* 建築積算関連（単なる計算業務を除く。）	1 A-0 7	1 B-0 7
②建築物の工事監理に関する実務【工事監理者の立場の実務】	2 A-0 1	2 B-0 1
③建築工事の指導監督に関する実務	3 A-0 1	3 B-0 1
* 住宅瑕疵担保保証制度の申込みを受けた住宅の検査業務	3 A-0 2	×
* コンクリート構造物の非破壊検査（建築物に係る業務に限る。）	3 A-0 3	×
④建築一式工事、大工工事、建築設備の設置工事の施工の技術上の管理に関する実務 【工事施工者の立場の実務】	4 A-0 1	4 B-0 1
* 基礎関係（地盤調査、各種地業）の施工管理	×	×
* 建築一式工事に該当しない次の工事の施工管理 ・ コンクリート関係（型枠工事、鉄筋工事、補強コンクリートブロック工事、コンクリートの打設工事） ・ 鋼構造物関係（溶接、建方、足場） ・ その他の各部工事関係（屋根工事、防水工事、タイル工事、れんが工事、石工事、左官工事、塗装工事、板金工事、カーテンウォール、サッシ、P C 板、A L C 板、天井、（内）壁仕上げ、床仕上げ）	4 A-0 3	×
* 指定工作物（建築基準法第 88 条に規定されるもの）の建築工事の施工管理	4 A-0 4	×
* 建築物の解体工事の施工管理	4 A-0 5	×
⑤建築基準法第 18 条の 3 第 1 項に規定する確認審査等に関する実務【建築主事又は指定確認検査機関の立場の実務】	5 A-0 1	5 B-0 1
⑥消防長又は消防署長が建築基準法第 93 条第 1 項の規定によって同意を求められた場合に行う審査に関する実務	6 A-0 1	6 B-0 1
⑦建築物の耐震診断（建築物の耐震改修の促進に関する法律第 2 条第 1 項に規定する耐震診断をいう。）に関する実務	7 A-0 1	7 B-0 1
* 既存建築物のコンクリート強度の検査・調査に関する業務	7 A-0 2	×
⑧大学院の課程（建築に関するものに限る。）において、建築物の設計又は工事監理に係る実践的な能力を培うことを目的として建築士事務所等で行う実務実習（インターンシップ）及びインターンシップに関連して必要となる科目の単位を所定の単位数（30 単位以上又は 15 単位以上）修得した場合に実務の経験とみなされる 2 年又は 1 年の実務	—	8 B-0 1
* 建築（工）学関係大学院での建築に関する研究（研究内容、課程修了者であること、指導教官の証明があるもの等）	8 A-0 2	—
（その他）		
* 建築士法第 21 条に規定する建築工事契約に関する事務、建築物に関する調査又は鑑定及び建築に関する法令又は条例の規定に基づく手続きの代理等の業務	9 9 A-0 1	×
* 営業関連業務（建築に関するセールスエンジニア）	9 9 A-0 2	×
* 官公庁等における建築行政	9 9 A-0 3	×
* 官公庁等における営繕業務	9 9 A-0 4	9 9 B-0 4※
* 都市計画コンサルタント（建築に関する業務に限る。）	9 9 A-0 5	×
* 区画整理事業の補償（登記申請に係る図書の作成等建築に係る業務に限る。）	9 9 A-0 6	×
* 建築教育（教材の作成を含む。）	9 9 A-0 7	×
* 研究・開発	9 9 A-0 8	×
* 建築に関する知識を必要とする図書、雑誌の編集等	9 9 A-0 9	×

※上記の①～④、⑦のいずれかに該当する業務に限る。